

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 名称

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

インターネット上の差別行為や誹謗中傷の防止を図るために、インターネットリテラシー向上に資する啓発CMを作成し、インターネット上で広報を実施する。事業の実施にあたっては、受注者（民間事業者）の持つノウハウや幅広い知識、経験、専門性を活用して効果的な啓発とする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(4) 予算額

金1,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、本仕様書に定められた業務内容の遂行にあたって追加の費用負担が生じた場合においても、原則として受注者の負担とする。

2 業務の内容

(1) 啓発CMの作成

- ・啓発CMは15秒から45秒程度のショート動画2本とする。
- ・啓発CMは、実写・アニメーション・CG等のいずれか又は全てを用いて作成すること。
※啓発CMの作成にあたって生成AIの活用は妨げないが、著作権や肖像権等の知的財産権の侵害がないか十分に確認すること。
- ・啓発CMの「対象」・「ポイント」は、下表のとおり。
- ・対象に伝えたい内容が理解されるよう工夫すること。

区分	対象	ポイント
CM①	県民一般	<ul style="list-style-type: none">・インターネットリテラシー（インターネット上の情報を探し出し、理解・判断し、安全かつ効果的に活用する能力）を身につけることが重要。・インターネット上に発信する際は、責任ある発信に努める。
CM②	若者	<ul style="list-style-type: none">・インターネットリテラシーとは何かを伝える。・自分の発信で傷つく人がいないかよく考えてから発信するようにする。

(2) 広報

- ・(1)で制作した啓発CMを、YouTube、インスタグラム、Facebook、TikTokで広告配信し、県内のSNSユーザーに広報する。
- ・委託期間内に、各SNSの表示回数及び視聴回数の目安は次表のとおり。（SNSの種類ごとの表示回数及び視聴回数は変更してもよいが、合計の回数は目安の回数を下回らないこと。）

SNSの種類	表示回数	視聴回数
YouTube	約157,000回	約49,000回
インスタグラム	約87,000回	約16,500回
Facebook	約76,000回	約14,500回
TikTok	約184,000回	約29,500回
合計	約504,000回	約109,500回

- ・なお、広報活動修了後は、(1)で制作した啓発CMを、県の「とつとり動画ちゃんねる」にアップして、引き続き啓発活動に利用する。

3 その他

- 受注者は、本業務を進める過程において、発注者と十分協議の上、業務を進めること。
- 啓発CMに、著作権等に関わるものを探用しようとする場合は、発注者と協議を行うものとする。
- 業務に要する設備・機材は、特に指示がない限り、受注者が調達するものとし、その費用はすべて

契約金額に含めるものとする。

- (4) 受注者は、本業務に関し知り得た情報を漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後についても同様である。
- (5) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。また、発注者は、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 受注者は本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (7) 本業務に関する所有権は、原則として発注者に帰属する。
- (8) 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に
関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は
利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらか
じめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号
に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あら
かじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を
前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければ
ならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うも
のとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を
預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が
自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あら
かじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、
当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他
の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、
個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う
民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修
を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。
(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあ
ることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、
直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。
(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。